

令和元年8月22日開催

保健医療・高齢者等福祉対策特別委員会

委員長報告

令和元年9月定例会

委員長 大関修克

去る6月定例会において報告がありましたとおり、当委員会の委員長に不肖私が、副委員長に若谷正巳委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、去る8月22日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「あいサポート運動について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

あいサポート運動とは、障害のあるかたが困っていることなどを理解して、障害のあるかたに対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のあるかたが暮らしやすい地域社会である共生社会を皆でつくっていく運動であるとのこと。

この取り組みは、平成21年11月に鳥取県独自のものとしてスタートし、実施するには、鳥取県との協定締結が必要となり、令和元年5月末現在で本市を含む8県・12市・5町が協定を締結しているとのこと。

本市における運動導入の経緯については、平成29年1月に発生した、JR蕨駅ホームから視覚障害者が転落した事故を契機に、共生社会をつくっていきけるよう、平成31年1月17日に協定を締結したとのこと。

あいサポーターは、「あいサポートバッジ」を身につけ、障害のあるかたが気軽に手助けを求められるようにするとともに、障害のあるかたが困っているときに、ちょっとした手助けを行うことが役割であるとのこと。

また、あいサポーターになるためには、「あいサポーター養成研修」を受講することが必要であり、これまで本市では4回実施したとのこと。

本市では、令和元年6月末現在で、あいサポーター132人のほかに、共生社会の実現を目指し、あいサポーターの普及等に積極的に取り組む、あいサポート企業・団体として、1団体が登録をしているとのこと。

今年度の「あいサポーター養成研修」の予定について、市民向けとしては、10月及び2月に各1回、また、企業・団体向けとして、現在4企業・団体から研修の依頼があり、10月以降に実施する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、子どもを対象としたあいサポート運動の考え方について問われ、これに対して、鳥取県では「あいサポートキッズ」として子ども向け研修を実施しており、本市においては、一定程度あいサポート運動に取り組んだ後、導入について検討していくとのことでありました。

このほか、あいサポート運動の周知方法について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「保健所の平成30年度実績について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

医療施設指導等事業として、病院等の開設及び変更等に関する申請や届出を受け付けたほか、適正な医療提供体制の確保を図るため、医療法に基づく病院及び有床診療所の立入検査を年度計画どおり実施したとのこと。

また、市民からの医療安全相談を受けるとともに、市民がかかりつけ医療機関等を選ぶための手助けとして、市内の医療機関等の情報を掲載した「かかりつけ医療機関マップ」を作成し、市内医療機関や本庁舎等で配布するとともに、市のホームページにも掲載をしたとのこと。

感染予防対策事業として、感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見、適切な対応により感染症の拡大防止を図ったとのこと。

また、結核対策事業として、患者の早期発見や適切な治療費の支援、接触者健診などを実施し、結核のまん延防止を図ったとのこと。

予防接種事業及びがん検診事業として、おたふくかぜワクチンや風しんの任意予防接種費用助成の開始や、胃がん検診において内視鏡検査を追加したとのこと。

動物指導事業として、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成を行い、市内の野良猫対策を図ったとのこと。

また、食品衛生事業として、1,604件の食品営業施設に対して立入検査を実施したとのこと。

衛生検査事業として、感染症検査や、スーパーや食品製造業者から収去した食品の検査などを実施したとのことでありました。

以上のような説明に対して、胃がん検診に関わり、内視鏡検査を追加したことによる受診者数の推移について問われ、これに対して、平成29年度と比較して、平成30年度は約2.5倍に増加したとのことでありました。

このほか、動物管理センターにおける犬や猫の収容状況について、食品衛生事業における立入検査の内容について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「本町診療所の閉院について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本町診療所については、昭和26年に開設した川口市民病院の閉院及び医療センターの開設に伴い、医療環境が充実するまでの間、本町周辺地域の医療空白を補填することを目的に、平成6年4月25日に内科、小児科及び眼科を標榜する公立一次医療機関として開設したものであり、民間一次救急医療機関が充実すれば公の医療機関としての役割を終えることは、開設時からの方針であ

るとのこと。

診療の推移については、患者数が最盛期の平成8年度の年間延べ7万2,447人から、平成30年度には2万7,554人にまで減少しており、医師一人当たりの1日の患者数で比較すると、今年度はさらに減少しているとのこと。

閉院の理由については、周辺の民間医療機関の進出により医療環境が充実し、公による医療空白を補填する役割を達成したことや、医療センター本院の経営状況が、平成28年度から損失を計上しており、本院への医療資源の集中による経営健全化策を講じなければならない状況にあることなども理由の一つであるとのこと。

閉院によるメリットについては、本院への人的資源の集中が挙げられ、現在、国が進める、いわゆる医師の働き方改革は、労働時間の短縮及び労働環境の健全化を求めており、二次・三次救急医療を受け持つ本院において、本町診療所に派遣していた医師を本院での勤務とすることで医師の健康確保を目的とする改革への取り組みに資することが可能となるとのこと。

閉院によるデメリットについては、診療報酬の減や、本院から本町診療所へ、診療所から本院でといった、患者の紹介・逆紹介の件数にも影響が出ることが予想されるとのこと。

しかし、これについては、本町診療所周辺地区における民間の一次救急医療機関が充実していることを踏まえると、かかりつけ医への紹介を含めた医療連携を密にすることにより、対応することが可能であると考えているとのこと。

また、本町診療所の診療終了日及び閉院日については、小児科は、インフルエンザ流行期に先立つ今年10月に、内科及び眼科については、既往疾患を持つ患者を他院へ円滑に紹介するため、今年12月の予定で段階的に終了し、令和2年3月末の閉院までの3か月を残務期間に充てるとのこと。

閉院後の建物の利活用については、未定であり、関係各課と協議、検討していく予定であるとのこと。

現在、診療中の患者については、希望に沿った紹介ができるよう、関係機関と連携し丁寧な対応に万全を期していくとのこと。

また、勤務している職員については、本院への異動を前提とし、残務処理を行う職員は令和2年4月の異動を予定しているが、その他の職員については、状況に応じて異動する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、閉院についての周知方法について問われ、これに対して、本町診療所内に閉院案内を貼付するとともに、診療中の患者については、医師から周辺地域のかかりつけ医を紹介し、案内をしているとのことでありました。

このほか、閉院後の職員への対応について等、質疑応答の後、本報告を終了

し、委員会審査を終了した次第であります。
以上で報告を終わります。